

介護老人保健施設若杉の里 開設者 殿
管理者 殿

福岡県粕屋保健福祉事務所長
(監 査 指 導 課)



令和 2 年度介護老人保健施設に対する指導の結果について (通知)

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 2 4 条及び第 1 1 5 条の 3 3 の規定により、下記 1 及び 2 のとおり実地指導を行った結果、別紙のとおり改善を要する事項が認められましたので、現地において係員が指示した事項を含め、所要の措置を講じてください。

なお、改善状況について報告の必要はありません。次回の実地指導時に確認します。
今後、適正な事業運営に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 実地指導年月日
令和 2 年 10 月 12 日 (月)
- 2 実地指導の対象となる施設
介護老人保健施設若杉の里
(指定介護老人保健施設、指定(介護予防)短期入所療養介護)

<問合せ先>
〒 8 1 1 - 2 3 1 8
糟屋郡粕屋町戸原東 1 - 7 - 2 6
福岡県粕屋保健福祉事務所 監査指導課
介護担当：藤山、河野

令和2年度実地指導事項
介護老人保健施設 若杉の里

(実施日 令和2年10月12日)

1 文書指摘事項
なし

2 文書指導事項
なし

3 口頭指導事項

変更の届出等

変更の届出等(介護老人保健施設)
運営規程について、協力医療機関の変更漏れがあり、重要事項説明書の内容と相違しています。
届出事項に変更があったときは、10日以内に福岡県知事(粕屋保健福祉事務所社会福祉課)にその変更を届け出てください。

(法第99条第1項)
(施行規則第137条第1項)

※ 口頭指導事項は、法令等に一部抵触はするが、その内容が軽微であり、施設の運営に当たって、比較的容易に改善できると思われる事項について通知するものです。

【本文での法令等の表記について】

法:介護保険法(平成9年法律第123号)

施行規則:介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

2介第2209号-2
令和2年11月16日

介護老人保健施設 若杉の里 開設者 殿
管理者 殿

福岡県保健医療介護部長
(介護保険課監査指導第一係)



令和2年度介護老人保健施設実地指導の結果について（通知）

このことについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の規定等に基づき、下記のとおり実地指導を行ったところ、おおむね適正な運営が図られていることが確認されました。

つきましては、今後とも介護保険サービスの向上及び保険請求の適正化に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 指導年月日 令和2年10月12日（月）
- 2 指導対象 介護老人保健施設 若杉の里